

令和7年第5回定例会議

教育委員会会議録

令和7年6月27日

羽島郡二町教育委員会

令和7年第5回羽島郡二町教育委員会定例会会議録

※当議事録では、個人情報に関する記述について、本人が特定される恐れがあるため省略している部分があります。

○日 時 令和7年6月27日（金曜日）午前10時55分から午前11時55分まで

○場 所 笠松町立笠松中学校2階 校長室

○会期の決定について

＜日程第1＞ 前回の会議録の承認について

＜日程第2＞ 教育長の報告

○報 告

＜日程第3＞ 承認第9号 羽島郡町立小・中学校の学校薬剤師の委嘱について
承認第10号 羽島郡二町中学校部活動外部指導者の委嘱について
承認第11号 羽島郡二町特別支援教育連携協議会委員の委嘱について

○議 題

＜日程第4＞ 議案第21号 羽島郡二町いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について
＜日程第5＞ 議案第22号 羽島郡二町いじめ問題対策委員会委員の委嘱について
＜日程第6＞ 議案第23号 岐南町総合調理センター運営委員会委員の委嘱について
＜日程第7＞ 議案第24号 優秀な教職員の認証及び表彰候補の承認について

○協 議 題

＜日程第8＞ (1) 教員採用選考2次試験の参観について
(2) 令和7年度羽島郡PTA連合会三者協議会について
(3) 令和7年度羽島郡人権教育研修会について
(4) 羽島郡中学校部活動地域展開について
(5) 次回（第6回）教育委員会定例会の開催について
(6) その他

○出席者

教 育 長	野 原 弘 康
教育委員（教育長職務代理者）	岩 井 弘 榮
教育委員	久 納 万里子
教育委員	羽田野 正 史

教育委員

佐藤 由香

○説明のために出席した者

総務課長

岩田 由美

学校教育課長

宮川 浩司

社会教育課長

永瀬 直哉

1 本日の書記

総務課長

岩田 由美

	(午前10時55分 開会)
教育長	<開会> 只今より、令和7年第5回羽島郡二町教育委員会定例会を始めさせていただきます。
教育長	<会期の決定について> 初めに会期の決定についてお諮りします。議事日程により、会期については、本日1日とすることとしてよろしいでしょうか。
教育長	【異議なし】
教育長	ありがとうございます。異議なしと認め、会期は1日とさせていただきます。
教育長	<日程第1> では、日程第1「前回の会議録」について、総務課長より報告をさせていただきます。
総務課長	前回の会議録の承認についてご報告いたします。2頁をご覧ください。 令和7年第4回羽島郡二町教育委員会定例会議は、令和7年5月16日(金)午前9時00分より岐南町中央公民館 集会室2で開催されました。その会議の概要を報告いたします。 議題といたしまして、 議案第12号 羽島郡二町教育委員会点検評価委員の委嘱について 議案第13号 岐南町社会教育委員の委嘱について

教育長	【前回の会議録については承認】 ＜日程第２＞教育長の報告 私から報告は雑感として、今思っていることをお話します。各学校の行事関係で、笠松町では小学校の運動会が終わり、中学校では修学旅行が終わりました。岐南町では学校によっては修学旅行が終わっている学校もあります。運動会は秋に行われます。６月が終わってよいよ７月。夏休みまであと２０日あまりというところで、今、水泳教室も始まっていますが、この水難事故防止講習は徹底して行っていきたいと思っています。先生方にも指導のあり方について、学んでいただきたいと思います。それから、地域行事については、笠松町ではお神輿、芭蕉踊り等があります。岐南町では中学生が中心となって地域へ出向き、この間は、あいさつ運動がありました。あと、少年の主張がありました。去年よりは両町ともに力が入っていました。学校代表ということを含めて伸ばせるものは伸ばす、そういう姿勢が大事だと思いました。あと、昨日、笠松小学校で岐阜教育事務所の人事管理訪問がありました。それぞれ指導を受けました。私は６年生の授業を参観していましたが、その授業が子供たちの意欲を引き出しながら行っていました。全体が少しずつですが、授業の在り方が変わりつつあると思いました。その後、子供たちの２０分休みの時間を見ていたら、暑い中、外へ行って元気に遊んでいるのです。走り回って遊ぶ子供たちの姿がいいなと思いましたし、先生方も出て来て一緒に遊んでいましたので、その姿が本当にいいと思いました。ただ、その遊びがボール１つでチーム競技とかみんなで遊べるといいと思いました。 それから、様々な各町の会議に出席して思うことは、岐南町も笠松町も少しずつ変わってきています。こういうところを考えていかないといけないという問題提起が出され、例えば笠松町の交流センター運営審議会では、色々な議論が出てきました。また、岐南町の社会教育委員の会でも色々な議論がなされるようになり、研修が行われるようになりました。その動きを継続しながら、子供の活動に繋げて行けたならよいと思いました。町づくりを主眼に置きながら進めていけるといいと思っています。 次に、議会の質問について、８項目２９問の質問がありました。笠松町議会の質問はありませんでした。答弁書作成には学校教育課長と社会教育課長が大変、頑張ってくれました。学校選択制についての質問がありましたが、地域づくりという視点を持たないといけないこともお話させていただきました。主権者教育については、地域の自治会への参画、子供の意識の醸成という点で質問がありました。それについては、学校として積極的に地域との関わりを持つように動いてい
------------	---

	ます。また、学校と地域が一緒になって活動するよう答えました。あと、部活動の地域移行につきましては、後ほど詳しく説明させていただきますが、来年4月から地域移行する方向で進めていけると思っています。あと、不登校対応については、2名の議員から質問がありました。不登校の実情をお話ししました。令和5年度と令和6年度を比較して数的には減少している状況ではありますが、年によって変わってくる可能性があります。子供一人一人を大事にしたいです。ここでは教育に対する思いを聞いていただいたので、自分なりのこれから大事にしていきたいことを伝えました。自分が決めて当事者意識を持つことと、関わりを持って学び合うことだと話をしました。子供の居場所づくりについては、岐南町も笠松町も一緒ですが、今どうしてこのことが問題になっているか。その背景として子供の安全を守るため、子供から危険を遠ざけてしまっていることが挙げられます。安全を確保した上で居場所を作ることが今の時代、大切であるので、是非、協力したいことをお伝えしました。その中で子供たちが自分たちで考えて遊ぶことの大切さを含め答弁させていただきました。
岩井委員	教育長のリーダーシップをどのように発揮するかという質問が出ていますね。
教育長	リーダーシップとは、こういう考え方であるということを答弁させていただきました。 また後ほど、ご意見等あればおっしゃっていただきたいと思います。 私からの報告は以上となります。 次に、日程第3の報告に入ります。説明を総務課長、お願いいたします。 <報告（代決処分）について> <日程第3> 承認第9号 羽島郡町立小・中学校の学校薬剤師の委嘱について 承認第10号 羽島郡二町中学校部活動外部指導者の委嘱について 承認第11号 羽島郡二町特別支援教育連携協議会委員の委嘱について
総務課長	代決処分の報告をさせていただきます。3、4頁をご覧ください。 羽島郡二町教育委員会事務委任規則第2条の規定により、3件代決処分いたしましたので、まとめてご報告いたします。 5頁からをご覧ください。 承認第9号 羽島郡町立小・中学校の学校薬剤師の委嘱について 東小学校の館薬剤師が異動となりましたので、中塚薬剤師に変更となりました。

	任期は、前任者の残任期間であります令和7年5月12日～令和8年3月31日までとなります。 承認第10号 羽島郡二町中学校部活動外部指導者の委嘱について 今回、新たに外部指導者の方に委嘱いたしました。岐南中学校と笠松中学校で各3名の方で、そのうち笠松中学校の3名は岐南中学校との兼務となります。任期期間は、令和7年6月14日から令和8年3月31日となります。 承認第11号 羽島郡二町特別支援教育連携協議会委員の委嘱について 委員は、医療機関関係者、羽島郡小中学校長会を代表する者、羽島郡特別支援教育コーディネーター等関係者、羽島郡PTA連合会を代表する者、羽島郡内の保育園及び幼稚園を代表する者のうちから委嘱します。任期は1年で、第1回の会議が昨日の午後、行われました。 代決処分の報告は、以上でございます。
教育長	まとめて報告いたしましたが、よろしいでしょうか。
教育委員	はい。
教育長	ご承認いただきまして、ありがとうございます。 では、次に議題に入ります。委員の委嘱関係について、総務課長から説明をお願いします。
総務課長	<議題について> <日程第4> 議案第21号 羽島郡二町いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について <日程第5> 議案第22号 羽島郡二町いじめ問題対策委員会委員の委嘱について <日程第6> 議案第23号 岐南町総合調理センター運営委員会委員の委嘱について 委員の委嘱関係をまとめて説明させていただきます。 議案第21号 羽島郡二町いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について いじめ問題対策連絡協議会は、岐南町いじめ防止対策に関する条例、及び、笠松町いじめ防止対策に関する条例の第9条第1項に規定されている会議であり、いじめ防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、羽島郡二町いじめ防止対策に関する条例施行規則に基づいて実施する会議でございます。同規則第3条に、協議会は委員10人以内をもって組織し、教育委員会が、関係行政機関の

	職員、いじめ防止に関し優れた見識を有する者、各種団体等が推薦する者、教育委員会及び所管する学校の職員、その他、教育委員会が必要と認めた者の中から委嘱するとあります。また、委員の任期につきましては、第4条に2年と定められており、今回、令和7・8年度の2年委嘱し、3名の方が新規となります。第1回の会議は7月3日（木）に開催されます。 議案第22号 羽島郡二町いじめ問題対策委員会委員の委嘱について いじめ問題対策委員会は、先程説明いたしましたいじめ問題対策連絡協議会同様、条例第9条第1項に規定により開催する会議であり、いじめ防止基本方針の検証やいじめ問題の有効な対策の検討を行うため、同条例施行規則に基づいて実施するものでございます。羽島郡二町いじめ防止対策に関する条例施行規則第9条に、対策委員会は、委員5人以内をもって組織し、教育委員会がいじめ防止に関し優れた見識を有する者、法律又は心理、福祉、人権等に関する専門的な知識を有する者、その他、教育委員会が必要と認めた者の中から教育委員会が委嘱するとあります。また、委員の任期につきましては、第10条に2年と定められており、今回、令和7・8年度の2年委嘱し、全員の方が継続となります。第1回の会議は7月14日（月）に開催されます。 議案第23号 岐南町総合調理センター運営委員会委員の委嘱について 岐南町総合調理センター運営規則第8条により、各学校長、各学校PTA会長、校医代表、保健所の代表者、学識経験者、学校薬剤師を以て組織し、同設置条例第6条により、羽島郡二町教育委員会が委嘱するとあります。今回は、11名の方に委嘱し、うち5名の方が新規となります。任期は1年で、第1回会議は、9月頃に開催が予定されておりますので、ご報告いたします。 議題については、以上でございます。
教育長	委員の委嘱関係につきまして、よろしいでしょうか。
教育委員	はい。
教育長	ありがとうございます。 次の議題の説明を学校教育課長、お願いします。 <日程第7>

	議案第24号 優秀な教職員の認証及び表彰候補の承認について
学校教育課長	12頁からをご覧ください。優秀な教職員の認証及び表彰に関する要綱により、各学校長から今年度、表彰に値する今までの実績のある教職員を推薦していただきました。13頁が候補者一覧となっております。今年度は7名の教職員を表彰したいと考えております。承認の方をよろしくお願いいたします。
教育長	例年にはない多くの先生方ですが、それぞれに実績を残していただいて、羽島郡にも貢献をしていただいている先生方です。承認していただけますでしょうか。
岩井委員	次の14頁が過去の表彰者ですね。過去には7名以上の年もありますね。
教育長	年によりますけど、今年はこの7名となります。 ご承認していただけますでしょうか。
教育委員	はい。
教育長	ありがとうございます。 ご承認していただきましたので、認証し、表彰へ進めていきたいと思います。
学校教育課長	ありがとうございます。
教育長	では、次に協議題に入ります。 (1) 教員採用選考2次試験の参観について、総務課長から説明をお願いします。
総務課長	＜協議題について＞ ＜日程第8＞ (1) 教員採用選考2次試験の参観について 岐阜県教育委員会から参観の案内がありました。日時は7月19日（土）13：00～15：00となっておりますが、皆様のご都合はどうでしょうか。
佐藤委員	私、参観を希望します。
教育長	ありがとうございます。私も参観いたしますし、学校教育課長と社会教育課長も

	試験官として当日おります。 では、次に（２）令和７年度羽島郡ＰＴＡ連合会三者協議会についてと（３）令和７年度羽島郡人権教育研修会について、社会教育課長、説明をお願いします。 （２）令和７年度羽島郡ＰＴＡ連合会三者協議会について （３）令和７年度羽島郡人権教育研修会について では、１７頁をご覧ください。学校とＰＴＡと教育委員会の三者協議会を開催いたします。今回のテーマは持続可能なＰＴＡ活動ということで、負担がかかってしまう方と全くＰＴＡに関与されない方と色々な立場の方がみえる中で、負担のかかる方ばかりになるので、負担がかかる活動では持続可能ではないということで、いかに皆さんに楽しく気楽に、なおかつ、子供がいる以上大事にしていきたいという活動を続けていけるかをテーマに今回の三者協議会で、各グループに分かれて協議をしていただきます。 続きまして、１８頁の羽島郡人権教育研修会についてですが、先月お話をさせていただいたときに久納委員さんから、広く町民の方に知らせていただきたいというお話だったので、先日、チラシを岐南町と笠松町の広報誌の回覧として入れさせていただきました。参加人数が増えた場合、北小学校の教室をお借りしてwebで見ていただくことも検討し、対応できるようにしておきますので、ご承知おきください。以上でございます。
社会教育課長	
教育長	三者協議会については、このような活動を行っていますが、教育委員さんからお伝えしたいこと等はございますか。
岩井委員	今の羽島郡のＰＴＡの現状は、どうなのですか。
社会教育課長	会費については納まっています。ただ、一生懸命やったださる方とそうでない方で温度差があります。そこをどう埋めるかは今回のテーマにつながってくると思います。学校によっては学校運営協議会と一緒に寄付金を集めているいろいろな活動がしたいというようなことも申し出てくれています。ある意味期待している部分とＰＴＡ活動、学校外の活動が活性化するようにやっていただきたいと思います。活動内容を決めて寄付金を集めるにも気を付けて活動を進めていただきたいと思います。温度差があっても引っ張ってやったださる方はたくさん見えて、授業参観の時の駐車場の交通整理を行っています。羽島郡のＰＴＡの会に集まったださる皆さんは、前向きに取り組んでいただけているので、ありがたいです。

教育長	最近のPTAの変化として、以前は母親が参加するイメージが強かったですが、今は父親が参加するようになり、一緒に楽しんでやっていただく仲間がいる中で、やってみようと思える雰囲気が広がっていくことが一番いいと思います。義務化ではなく、やっていてよかったと思えるような意識を持ってもらいたいです。
久納委員	地域によってはPTAを脱会して、会費も払わないから卒業式のPTAの記念品がない子とある子がいる状況があると聞いたことがあります、羽島郡ではどうですか。
社会教育課長	羽島郡はそのような状況はないです。
佐藤委員	学校によっては入会を希望されない方には教頭先生が説明して、入会していただいたこともあります。
学校教育課長	PTAに入会している、入会していないということで子供の卒業記念品などの形に可視化することはいけないことと岐阜教育事務所からも言われています。
教育長	PTAに関係することは、よろしいでしょうか。また、人権教育研修会については、今回の説明で案内とさせていただき、委員の皆さん、ご出席していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
教育委員	はい。
教育長	ありがとうございます。 続いて、中学校部活動の地域展開について、社会教育課長、説明をお願いします。
社会教育課長	(4) 羽島郡中学校部活動地域展開について 現在の羽島郡の状況は、進んでいない状況です。この地域クラブの存在は、今の部活動に替わり、子供たちの活躍の場を確保しようというのが一番のねらいです。少子化で子供が集まらず部活動ができないとか、先生が異動することで専門性のある指導が受けられない。先生の善意で行われていたのが負担にな

	り、それが教員のなり手不足につながっているなどを打破するのが地域クラブとなります。羽島郡の現状として、平日は今も部活動を行っています。今、部活動のガイドラインとして、土曜日か日曜日どちらかは休まなければいけないとなっております。活動したいという子供たちは多いので、土日両方ともやりたいわけです。そういうことを考えると土日両方活動できる状況にしたい。土曜日は部活動として活動し、日曜日は保護者クラブとして活動する。活動する内容は同じですが「部活動」としての活動なのか「保護者クラブ」としての活動なのかを明確にして取り組んでいます。羽島郡は以前から外部指導者にお力を借りて進めてきましたが、部活動という言葉を使うためになかなか進んでいないという見方にとらえられています。それではいけないので、まず組織を作ることになりました。その組織の資料が21頁となります。事務局として現在、スポーツ担当主事一人が行っていますが、来年度は専門に扱う会計年度任用職員一人を配置した予算を考えております。この件につきましては、両中学校長に説明し、組織を作ることには賛同いただいております。ただ、22頁のロードマップでは令和8年度からスタートできるように作成しました。1、2月には今の6年生が地域クラブの体験が必要だろうということで、その前にはこの組織を周知する必要があります。そのためには10月には総会を開催し、全種目の代表者から役員を集め、それぞれの種目に組織があることや規約、口座開設等の手続きを進めていくことになります。平日にこの地域クラブで活動するのはなかなか難しいと思いますので、平日の活動に関しては、まだ今しばらく部活動での活動とする形を取らざるを得ないと思います。これが平日でも地域クラブで活動できれば、先生方の負担を減らすことができるのではないかと考えています。手続きにはもう一つ保険に加入する必要があります。今までは学校内で怪我した場合、スポーツ振興センターという保険が適用されていましたが、部活動ではないため、羽島郡地域クラブという別組織の活動となりますと、保険に入り直さないといけなくなります。その理解を得るにも時間がかかっている現状があります。令和8年度からできるように、ぜひご協力いただけるように頑張りたいと思っています。
教育長	このロードマップに基づいて行っていくという説明でしたが、ご質問等はございますか。
岩井委員	この地域クラブ移行には規約の制定とかもあり、なかなか大変だと思いますが、理解できないことは、今まで土日を含めて地域移行ということで外部指導者をお願いして進めていたのが、どうして今になって地域クラブを作る話になった

	のですか。地域クラブをやらなくてはいけない理由は何ですか。
社会教育課長	部活動のままですと、学校の先生が指導を担当することになります。地域クラブへ展開できれば、休日の活動は、基本的に学校の先生方は指導しなくて済むようになります。学校の先生で休日の活動を指導したい先生は、兼職兼業の発令を受ければ休日に指導することができますが、休日の指導を望まない先生方は、遠慮なく活動の指導をしなくても済むようになります。
岩井委員	部活動の地域移行を進めるということが大方針であれば、地域クラブの移行について最初から打ち出されるべきです。羽島郡は土日に外部指導者をお願いして進めてきたのに、突然、羽島郡が遅れていると言われるのはおかしいのではないかと。
教育長	岐阜県の方針に沿って進めてきました。
社会教育課長	羽島郡は真面目に土日の外部指導者で進めてきたのに、それではいけなくなり、県に土日2日間活動するにはどうすればいいのか尋ねても、各町の見解でいいという返事でした。
教育長	国もしっかりしてなく、部活動については文部科学省ノータッチで、スポーツですので文化庁が担当になります。学習指導要領が部活動の位置付けがどうなるか、その辺は全く触れてないです。
社会教育課長	岐阜県は高校の部活動はノータッチです。義務教育の小中学校だけで、高校では部活動が進路選択の一つの選択肢になるので、地域展開は難しいようです。
教育長	地域クラブの方向として行うのは下校時刻以降になります。学校の部活動として行うのは下校時刻までです。平日の夜間も今は保護者クラブとして行っているの、地域クラブなら行うことができる。でも、休みを作らないといけない。今は土日限定と平日と分かれています、1週間の中で全体にできないかと考えているところです。ただ、位置付けは民間クラブではない。また、競技力を求めるクラブでもないことです。
岩井委員	地域クラブは県内にできていますか。

社会教育課長	総合型のところがありますが、それとも違います。
学校教育課長	羽島郡は文科系の部活が入っていますね。 使用料は今、減免ですが、地域クラブになるとどうなるのですか。
社会教育課長	地域クラブになっても減免となります。
羽田野委員	土日の活動をやりたいので地域クラブにするのでしょうか。今は土日の活動をや ってはいけないと言われています。どちらかだけの活動ならば、その方針を守り、 そのままでいいと思うのですが、実際に方針通りいかないです。特にスポーツの 部活は土日両方やりたいのです。
久納委員	これを軌道に乗せるのは、大変ですね。
羽田野委員	今、地域クラブがあるわけではないから。
岩井委員	そういうことも含めて心配ですが、頑張ってください。
教育長	地域クラブについて、その方向性の説明をさせていただきました。 よろしくお願いいたします。 では、次に次回の定例会について、総務課長、説明をお願いします。
総務課長	(5) 次回第6回教育委員会定例会の開催について カレンダーでお示ししました通り、現時点ですでに予定が入っているなど、事 務局側の都合が悪い日には「×印」を付けさせていただきました。7月28日(月) の午後は立志塾が開催されますので、その日の午前に定例会議を行い、昼食を準 備させていただきますが、10時30分まで教育長が別の会議に出席するため、 時間は10時30分からと考えております。皆様のご都合はいかがでしょうか。
	【委員の話し合い】
総務課長	7月28日(月)10時30分から定例会議を行い、昼食を準備させていただきます。

	また、羽田野委員さんが7月24日で任期満了に伴いまして、引き続き教育委員をやっていただけるということで、両町の6月議会に上程しておりました任命同意の議決が得られましたので、辞令交付を7月25日（金）に行い、引き続き4年間お世話になります。よろしくお願いいたします。
教育長	羽田野委員、引き続きよろしくお願いいたします。 では、その他として、総務課長から説明をお願いします。
総務課長	（6）その他 令和7年度岐阜県市町村教育委員会連合会研究総会の開催ということで、第一次の案内が届きました。日時が11月7日（金）10時開会で、郡上市総合文化センターで開催されます。出欠席の確認と分科会については、今日できれば、第3希望まで選んでいただき、お聞かせください。
総務課長	【委員の出欠席と分科会を確認】 ありがとうございました。 もう一つの案件がございまして、視察研修についてですが、候補地とかあればお聞かせください。
総務課長	【委員の話し合い】 皆様のご意見、ありがとうございました。 事務局で探して提案させていただきます。
教育長	これですべての議題が終わりました。 これをもちまして、令和7年第5回教育委員会定例会議を閉じさせていただきます。 ありがとうございました。 （午前11時55分 閉会）